

市長以下幹部職員が包括外部監査人から 令和6年度の監査結果の報告を受けます



ターゲット 17.14

2025年3月19日

郡山市総務部

総務法務課

課長 佐藤 嘉洋

TEL：924-2038

SDGs ターゲット 17.14 「持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する」

包括外部監査人が令和6年度の包括外部監査結果を報告します。

- 1 日時 3月26日(水) 10:00 から
- 2 会場 市役所特別会議室 (本庁舎2階)
- 3 報告者 包括外部監査人 郡司 拓也 (ぐんじ たくや)
- 4 出席者 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、各部局長
- 5 監査のテーマ
債権管理～不納欠損について～

<包括外部監査>

市及びその他の執行機関の財務に関する事務等の適正な執行を確保するため、地方自治法第252条の36の規定に基づき、市が議会の議決を経て、毎会計年度、包括外部監査人との契約により実施する制度です。

包括外部監査は、地方自治法第252条の37の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、並びに財政的援助団体等の監査のうちから、地方自治法第2条第14項の「最小の経費で最大の効果をあげるべき原則」等の趣旨を踏まえ、特定のテーマを選んで監査を実施します。